

第1章 基本概念

- 「事業者」=商業、工業、金融業その他の事業を行う者（法2条1項）

論証1 「事業」の意義

C

「事業」とは、なんらかの経済的利益の供給に対応し反対給付を反復継続して受けける経済活動を指し、その主体の法的性格は問わない。

※ 行為主体の活動が「商業、工業、金融業」にあてはまらない場合に論じる。

第2章 不当な取引制限の禁止

第1節 違反の検討手順

- I 問題となる行為・禁止規定の特定
→ 不当な取引制限（法2条6項）の禁止規定は法3条後段
- II 規制の名宛人に該当するか否かの確認
→ 法3条の名宛人は「事業者」
→ 「事業者」の定義規定は法2条1項前段
- III 不当な取引制限に該当するか否かの検討
→ 下記の成立要件に即して検討
- IV 結論

第2節 不当な取引制限の成立要件（法2条6項）

- ① 事業者が
 - ② 他の事業者と共同して
 - ③ 相互にその事業活動を拘束し
 - ④ 公共の利益に反して
 - ⑤ 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること
- ※ ②③につき、「共同して…相互に」・「事業活動を拘束し」と捉えることも可（最判平24.2.20〔多摩談合事件〕【百選20】参照）。

② 「他の事業者と共同して」

論証2 共同行為の相手方となる「他の事業者」の範囲 **B**

「事業者」と「他の事業者」は競争関係にあることを要する。ただし、取引段階が同一であるなど、形式的な競争関係が認められる必要はなく、ともに一定の取引分野における競争を実質的に制限するような共同行為をなし得る立場にあれば足りる。

※ 競争関係にあることが明らかな場合は、「ただし」以下の論証は不要である。

論証3 「共同して」の意義

A

「共同して」とは、複数の事業者間に、同一又はそれに準じる行動をとることについて意思の連絡があることをいう。

※ 意思連絡の有無が明らかでない事案（明示の合意が認められない事案）では、統けて論証4を書く。

論証4 意思連絡の意義・形成手段

A

意思の連絡とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の行動を実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味する。そして、そのような状態が形成されるためには、相互に拘束し合うことを明示して合意する必要はなく、相手方の行動を認識し、暗黙のうちに認容することでも足りる。

※ 複数事業者間で、合意の内容や参加者の範囲に関する認識が完全に一致している必要はなく、概括的に一致していれば足りる。概括的にでも一致していれば、競争関係にある事業者らが協調的に事業活動を行うようになり、市場の競争が害され得ると考えられるためである。

論証5 意思連絡の認定（間接事実による推認）

A

複数の事業者が、一定の事業活動に関する情報交換をして、同一又はこれに準ずる行動に出たような場合には、その行動が他の事業者の行動と無関係に、取引市場における対価の競争に耐え得るとの独自の判断によって行われたことを示す特段の事情が認められない限り、当該事業者らの間には協調的行動をとることを期待し合う関係があり、意思の連絡があるものと推認される。

※ 主に価格カルテルの事案で用いられる認定手法である。

※ 複数事業者間に意思連絡が形成されていること及びその内容を認定することで足り、いつ・どこで・どのような経過で成立したかまで特定する必要はない。

論証6 情報交換の主体が決定権限を有することの要否

C

意思の連絡とは、複数事業者間で認識が共有されているか否かの問題であるため、実際に情報交換を行った主体が事業活動上の決定権限を有していることは不要であり、一定の事項について情報交換をして共通認識を形成し、その結果を持ち帰ることを任せられている立場にあれば足りる。

③ 「相互にその事業活動を拘束し」

論証7 「相互にその事業活動を拘束し」の意義

A

「相互にその事業活動を拘束し」とは、意思の連絡（合意）により、各事業者の事業活動が事実上相互に拘束されることを意味する。

- ※ 合意内容に違反した場合の制裁措置など、実効性を担保するための手段が確保されていることは要しない。
- ※ 現に事業活動が制限されたという結果は不要であり、本来は自由に事業活動上の意思決定ができるはずのところが、当該合意に制約されて意思決定を行うことになるといえれば足りる（前掲・多摩談合事件判決参照）。

論証8 拘束の相互性

B

拘束の相互性は、事業者間に当該合意を遵守し合う関係が形成されていれば肯定される。

- ※ 合意の内容からして一方の事業者だけが事業活動を制限されると考えられる場合や、結果として一方の事業者だけが事業活動を制限された場合などに、論証7に統けて説明する。

論証9 拘束（内容）の共通性

B

意思の連絡（合意）により拘束される事業活動の内容が行為事業者間で同一である必要はなく、特定の事業者を排除するなど、共通の目的の達成に向けられたものであれば足りる。

- ※ 行為事業者らの取引段階が異なる場合などに論じる（論証2とセット）。